

新潟県立精神医療センターの休止業務の早期再開を求める意見書

新潟県立精神医療センターは、今年3月末に退職する常勤医師の後任医師の確保のめどが立たないことを理由に、1月からは児童・青年期外来の、2月からは成人外来の新規患者受け入れを一時休止しました。

今回の措置は、市民が医療を受ける機会を大きく制約することになります。病気や障害を抱えながらも日常生活を送るためには、医療が生活を支える基盤となっており、医療機関の選択肢が少ない現状では、患者本人や家族には他の病院に変わればよいという安易な問題ではなく、深刻な事態となっています。

よって、患者・家族が安心して医療を受けられるよう、県におかれては、次の事項を実現されるよう、強く要望します。

- 1 新潟県立精神医療センターの医師の確保を早急に行い、本来の業務を再開できるようにすること。
- 2 時代の要請を受けた精神医療を推進し、地域の実情を酌み取った医療が一日も早く実現するように、精神科の医師不足をはじめとする諸課題の解決に向けた取り組みを強力的に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年3月27日

長岡市議会議長 丸 山 勝 総

(あて先)

新潟県知事